

株式会社フェアチャイルド・コンタクト  
訪問看護ココロステーション ミモ 虐待防止(児童虐待)に関する規程

1. 当事業所における虐待防止(児童虐待)に関する基本的な考え方

わが国では、「児童虐待=child abuse(チャイルド・アビューズ)」という言葉が一般的である。

虐待とされる行為の背景には、監護者自身が望まぬままに困難な状況へ追い込まれ、適切な支援にアクセスできず、解決の糸口を見いだせない苦悩が存在する。支援の機会を得ることなく対応の限界に達してしまう(不適切な行動に至る)という構造的な問題が潜んでいるのである。監護者の心情を鑑みれば、「虐待」という一語で片づけてはならない。

当事業所は、監護者が抱える育児困難や孤立、養育上の諸課題に対し、真摯に向き合うことを活動の原点とする。

関係機関との連携を密にし、共に解決の道を模索しながら、児童の安全確保と心身の健やかな成長を守るため、適切なケアに努める。「虐待」の未然防止に尽力するとともに監護者の苦悩に寄り添い、共に歩む看護を使命とする。

児童虐待の法的定義(児童虐待防止法)

- ・身体的虐待:身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること(殴る、蹴る、投げる、激しく揺さぶるなど)。
- ・性的虐待:子どもにわいせつな行為をすること、又はさせること(性器を見せる、触る、ポルノの被写体にするなど)。
- ・ネグレクト(養育の放棄・怠慢):心身の正常な発達を妨げるような減食、長時間の放置、同居人による虐待の放置など、保護・養育を著しく怠ること(食事を与えない、不衛生な環境、家に閉じ込めるなど)。
- ・心理的虐待:著しい暴言、拒絶的な対応、子どもの目の前で配偶者への暴力(DV)、その他著しい心理的外傷を与える言動。
- ・経済的虐待:財産を不当に処分、搾取すること

2. 訪問看護における子どもへの身体拘束について

当事業所における訪問看護の実践において、子どもに対する身体拘束は原則としてこれを禁止する。

緊急かつやむを得ない事態を除き、子どもの行動を制限・制御する行為は、子どもが本来享有すべき権利および尊厳を著しく侵害する恐れがあるためである。

緊急時において、例外的に身体拘束を実施せざるを得ない状況とは、子ども(利用者本人)または監護者を含む家族等の生命、身体、権利に対し、差し迫った重大な危険が及び可能性が極めて高い場合に限定される。その運用にあたっては、以下の「緊急やむを得ない場合」の3要件をすべて満たさなければならない。

### 「緊急やむを得ない場合」の3要件

切迫性	利用者本人、または他者の生命、身体、もしくは権利が、重大な危険に晒される可能性が極めて高いこと。
非代替性	身体拘束を除き、当該利用者または他者の安全を確保するための代替的方法が他に存在しないこと。
一時性	身体拘束が一時的であること。

前述の要件を満たし、例外的に身体拘束を実施した際は、子ども(利用者本人)またはその監護者(家族等)に拘束の必要性等について説明・同意を得た上で同意書の作成を速やかに行う。

また拘束を実施した具体的理由、実施時間、当時の状況、および子どもの心身の状態について、遅滞なく記録を作成しなければならない。

### 3. 虐待防止検討委員会、その他事業所内の組織について

事業所は、虐待事案の発生防止および早期発見に止まらず、万一発生した際の再発防止策を確実に講じるための枢要な組織を設ける。

#### 1) 虐待防止検討委員会の設置

事業所における委員会の運営責任者(委員長)は管理者として、管理者が「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下、担当者)を指名するものとする。その他、各構成員の役割は以下の通り。

- ・委員長：管理者 1名
- ・委員：看護師 2-3名(主任級1名、事例報告者 1名)その他医療従事者(必要時)、事務員 1名

なお、職員より虐待、もしくは虐待が疑わしい事案の報告があった場合に速やかに委員長は委員を指名、招集し事案について協議することとする。

虐待防止検討委員会の委員長(管理者)より当該事案において、職員の処分を検討しなければならない場合において、委員長より懲罰委員会へ報告を行う。

#### 1-2) 懲罰委員会の設置

虐待防止検討委員会委員長の事案発生報告を以て、当事業所職員の関与、または関与が疑われる場合、懲罰委員会を組織することとする。

なお、懲罰委員会の運営責任者(委員長)は本社(株式会社 フェアチャイルド・コンタクト) 代表取締役とし、懲罰委員会運営責任者より当該事案を諮るため、必要な構成員を指名するものとする。なお、懲罰委員会は虐待防止検討委員会より事案報告を受けた場合、速やかに委員を招集し、事案について協議を行い、協議内容により、必要に応じ関係職員への聴取等を執り行い、就業規則に則り当該関与職員の処分等について決定することが出来る。

- ・委員長：株式会社 フェアチャイルド・コンタクト 代表取締役

・委員:管理者、主任級看護師またはその他医療従事者、当社外部顧問等(弁護士等有識者)

## 2) 虐待防止検討委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、年間計画に基づき1年に1回以上、定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催することとする。

## 3) 虐待防止検討委員会における検討事項(所掌事項)

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定する。

- (1) 虐待防止検討委員会、その他施設内の組織に関すること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

## 4) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録等を作成し、関係職員へ周知徹底を図る。

## 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 定期開催  
虐待等の防止を図るため、職員に対する職員研修を年1回以上実施する。
- (2) 新規採用時  
職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等防止を図るための研修を適宜実施する。
- (3) 研修内容  
研修内容は以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定める。
  - ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
  - ・本指針及び「虐待防止対策マニュアル」の内容及び取り組み方法
  - ・虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
  - ・委員会の活動内容及び委員会における決定事項

(4) 研修記録

研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し、活用した資料とともに、当社スタッフ共有ファイルにて電子保管・管理をし、関係機関への報告等で必要時には、印刷することとする。

(5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底を図るため、研修開催日時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努める。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市区町村への通報

虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合は、本規程に従い、速やかに各担当地域の保健福祉センター、児童相談所、子ども相談所に連絡する。

また、監護者による虐待である場合にも同様に対処連絡する。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応する。

2) 事業所内での報告及び対応 虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見・通報した場合を含めて、虐待が発生した場合には、速やかに委員会に報告する。

報告を受けた委員長は下記対応、もしくは対応指示を適時適切に実施する。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認、安全確保
- (2) 市町村等の通報の有無の確認、及び必要と思われる場合の通報
- (3) 本社、家族等への報告(第一報)
- (4) 関係職員の勤務状況の確認
- (5) 委員会の臨時開催、及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- (6) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- (7) 関係者への報告
- (8) 必要に応じた懲罰委員会への報告
- (9) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

訪問看護における身体的拘束等の適正化を行う。

・身体的拘束等の原則禁止

緊急やむを得ない場合のみ、利用者(もしくは利用者のご家族)の生命・身体を保護する目的にて利用者の身体的拘束、その他利用者の行動を制限する。

・上記理由にて身体的拘束等を行う場合においては、必ず監護者へ説明を行い、同意書を作成の上、身体的拘束等を行った際のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得ない理由を診療録へ遅滞なく記録する。

8. 擁護者による虐待が疑われる場合等においては、該当行為を発見した職員が管理者へ事案の報告を行い、発見した職員が市区役所等に連絡、以降対応について相談を行い、以後の対応について管理者へ報告を行う。

9. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項、虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示されている、苦情対応窓口において受け付ける。  
受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、委員会に報告する。

#### 10. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族(身元引受人等)、後見人等の関係者及び当事業所職員、並びにその他関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に常設されている虐待防止マニュアルと共に保管し自由に閲覧可能とする。

#### 11. その他、虐待防止推進のために必要な事項

##### 1) 「虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努める。

##### 2) 他職種、他機関との連携及び外部研修への職員派遣

研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図る。

##### 3) 指針の閲覧

当事業所の虐待防止に関する指針は、求めに応じていつでも職員、利用者及び家族が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページにて公表する。

##### 4) 本指針の改廃、本指針の改廃要否及び改定する場合の改訂作業は、委員会により実施する。

令和8年5月1日 策定

本規程は、令和8年5月1日より施行とする。